

基山町物品購入契約約款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書又は請書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、図面、明細書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に契約書記載の納入場所に納入し、甲に引渡すものとし、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 乙は、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合又は甲乙間の協議がある場合を除き、物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

9 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、甲の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下この条において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担

保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

第4条 乙は、物品の納入に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に連絡し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 仕様書等に誤り又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と一致しないこと。

(5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 甲は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 甲は、前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更)

第5条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は物品の納入に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等又は物品の納入に関する指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品の納入の中止)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、物品の納入の中止内容を乙に通知して、物品の納入の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により物品の納入を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納入の続行に備え物品の納入の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による納入期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品の納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があった場合において、必要があると認めるときは、納入期限を延長しなければならない。

(甲の請求による納入期限の短縮等)

第8条 甲は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により納入期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する納入期限について、乙に通常必要とされる納入期限に満たない納入期限への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第9条 納入期限の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議がととのわない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が納入期限の変更事由が生じた日(第7条の場合にあっては、甲が納入期限の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が納入期限の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第10条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議がととのわない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第11条 物品の引渡し前に、物品に生じた損害その他物品の納入に関して生じた損害(次

条第1項若しくは第2項又は第13条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 物品の納入に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合において、物品の納入について第三者との間に紛争を生じたときは、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第13条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、これを承認するものとする。

(契約金額の変更に代える仕様書等の変更)

第14条 甲は、第4条から第6条までの規定、第8条又は第11条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議がととのわない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(物価等の変動に基づく契約金額等の変更)

第15条 甲又は乙は、納入期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約金額又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第5条及び第10条の規定を準用する。

(検査及び引渡し)

- 第16条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ、納入期日等を甲に連絡するものとし、納入したときは直ちに納品書により、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、納品の検査を実施しなければならない。
- 3 前項の検査を行う場合において、必要があると認めるときは、甲が自ら又は第三者に委託して一部分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、当該検査又は復元に要する費用は乙の負担とする。
- 4 乙は、第2項の検査に立会わないときは、当該検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第1項及び第2項の場合において、物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、全て乙の負担とする。
- 6 甲は、第2項の検査に合格した後、乙が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから甲に移転するものとする。
- 7 甲は、乙が前項の規定による申出を行わないときは、当該物品の引渡し及び所有権の移転を契約代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は当該請求に直ちに応じなければならない。
- 8 乙は、物品が第2項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に取替等の適切な措置を行い再検査を受けなければならない。この場合において、再検査に合格したときは、前2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第17条 乙は、前条第2項（同条第8項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）に規定する検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日（以下この条において「約定期間」という。）以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

第18条 物品については、甲が仕様書等において物品の納入の完了に先立って引渡しを受けなければならない部分を指定した部分（以下この項において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の納入が完了したときについては、第16条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、同条第7項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引

渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、物品の納入の一部が完了したときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第16条中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と、同条第7項及び前条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される前条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る契約代金の額については、甲乙協議して定める。ただし、甲が前2項において準用する前条第1項の規定による請求を受けた日から7日以内に協議がととのわない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(部分引渡しに係る契約代金の不払に対する物品の納入の中止)

第19条 乙は、甲が前条において準用される第17条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、物品の納入を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が物品の納入を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(^{かし}瑕疵担保)

第20条 甲は、物品に^{かし}瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて取替等を請求し、又は取替等に代え、若しくは取替等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による取替等又は損害賠償の請求は、第16条第6項又は第7項（第18条においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、瑕疵担保期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 甲は、物品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該取替等又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、物品の瑕疵が仕様書等の記載内容又は甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品の納入を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から第18条の規定による部分引渡しに係る契約代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合を乗じて得た金額とする。ただし、損害金の額が100円未満であるときは、これを徴収しないものとし、当

該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第17条第2項（第18条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合を乗じて得た金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円未満であるときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約の一部又は全部を解除することができる。

- （1） 納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2） 第16条第2項に規定する検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと甲が認めたとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （4） 第25条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る履行が完了している場合を除き、この契約を解除する。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- （3） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （8） 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者を、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる者
- （9） 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- （10） 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約（2次以降の下請契約及び当該下請契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

（契約が解除された場合等の違約金）

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定により甲がこの契約を解除した場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合（第25条第1項の規定により解除した場合を除く。）は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 前項の規定は、前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保（利付国債に限る。）」と読み替えるものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第23条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 乙が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法

律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(協議解除)

第24条 甲は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 第5条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以下に減少することになるとき。

(2) 第6条の規定による物品の納入の中止期間が、3月以上に及ぶとき、又は契約締結日から納入期限までの期間の2分の1以上に及ぶとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第26条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第18条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金(次項において「既履行部分代金」という。)を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議がととのわない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第27条 乙は、この契約に関して、第23条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第23条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15

号) 第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第23条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第28条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。